

## 四條畷市建設工事等指名停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四條畷市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品・委託役務関係業務（以下「工事等」という。）の円滑かつ適正な履行を確保するため、四條畷市財務規則（昭和39年規則第313号）第86条の2に定める有資格者名簿に登録されている業者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者又はその役員若しくは使用人が別表に掲げる措置要件に該当するときは、当該事実を認めた日を起算日として、同表に定める期間、当該有資格業者に対する指名を停止する。ただし、重要又は異例と認めたときは、四條畷市建設工事等指名停止審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、指名を停止するものとする。

(指名の取消し)

第3条 市長は、指名停止の措置を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名の取消しを行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、有資格業者を指名停止する場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止期間の範囲内で指名を停止するものとする。

2 指名停止期間中の有資格業者（以下「指名停止業者」という。）を構成員に含む共同企業体の指名停止期間は、当該指名停止業者と同一期間とする。

(事業協同組合の指名停止)

第5条 指名停止期間中の事業協同組合の組合員である有資格業者の指名停止期間は当該組合と同一期間とする。

(指名停止期間の変更)

第6条 市長は、指名停止業者に特別な事由があるときは、審査会の議を経て、指名停止期間を変更することがある。

(指名停止期間の特例)

第7条 有資格業者又はその役員若しくは使用人が別表に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該措置要件に定める期間の合計をもって指名停止期間とする。ただし、その期間の合計は2年を超えないものとする。

2 指名停止業者が新たに別表に掲げる措置要件に該当するときは、当該指名停止期間を既に措置されている指名停止期間に加算する。ただし、その期間の合計は2年を超えないものとする。

(指名停止の解除)

第8条 市長は、指名停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、審査会の議を経て当該指名停止業者に係る指名停止を解除するものとする。

(指名停止の承継)

第9条 合併等により指名停止業者から営業を実質的に承継したと認められる有資格業者は、当該指名停止業者の指名停止措置を引き継ぐものとする。

(契約の相手方の制限)

第10条 市長は、指名停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害・緊急時の応急工事その他特にやむを得ない事由があるときは、審査会の議を経て、指名停止業者と随意契約を締結することがある。

(下請の禁止)

第11条 指名停止業者は、本市発注工事等について下請負人となることができない。ただし、指名停止前に下請負人となっており、かつ、これを除外することによって当該工事等の履行に支障があると認められるときは、この限りでない。

(指名回避)

第12条 市長は、有資格業者又はその役員若しくは使用人が別表に掲げる措置要件の一に該当するおそれがあると認めるときは、審査会の議を経て、その事実の有無の確認の日まで当該有資格業者に対する指名を回避することがある。なお、当該有資格業者の指名停止期間は回避を決定した日から起算する。

2 市長は、有資格業者が不渡り手形を発行するなど経営不振に陥った場合は、審査会の議を経て、当該有資格業者に対する指名を回避する。

3 市長は、前項に規定する有資格業者が再建されたと認めるときは、審査会の議を経て指名の回避を解除する。

(指名停止の通知)

第13条 市長は、指名停止、指名停止期間の変更又は指名停止の解除（以下「指名停止等」という。）を行ったときは、遅滞なく当該指名停止等を行った有資格業者に通知するとともに、本市関係部課にも通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第14条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めたときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことがある。

(事実の確認)

第15条 指名停止措置要件に該当する事実の確認は、原則として公的若しくは公共的機関の情報又は報道機関の報道によるほか、必要に応じ事情聴取又は現場査察などにより行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成14年 6月15日から施行する。

2 この要綱の施行前にされた指名停止措置の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月7日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>有資格業者又はその役員若しくは使用人が、本市の発注する工事等に関して、次の1～4の書類に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札参加資格審査申請書及びその添付書類</li> <li>2 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類</li> <li>3 公募型指名競争入札参加申出書及びその添付書類</li> <li>4 建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7の規定による施工体制台帳及びその他の入札後の書類</li> </ol>	<p>6月</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>3月</p>
<p>(入札)</p> <p>有資格業者又はその役員若しくは使用人が、本市の発注する工事等の入札執行に当たり次の1～4のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入札の執行にあたり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げたとき。</li> <li>2 入札心得に違反し、本市発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められたとき。</li> <li>3 指名されたにもかかわらず、正当な理由なく入札に参加しなかったとき。</li> <li>4 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。</li> </ol>	<p>1年</p> <p>3月</p> <p>3月</p> <p>1年</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>有資格業者が、本市の発注する工事等の契約の履行に当たり、次の1～5のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の履行遅滞により遅滞料（損害金）の請求がなされたとき。</li> <li>2 有資格業者の責により契約の解除がなされたとき。</li> <li>3 工事等の履行成績が不良と指摘されたとき。</li> <li>4 工事完成保証人に対し、当該工事の履行請求がなされたとき。</li> <li>5 過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。</li> </ol>	<p>6月</p> <p>2年</p> <p>3月</p> <p>2年</p> <p>6月</p>
<p>(契約等の妨害)</p> <p>有資格業者又その役員若しくは使用人が、本市の発注する工事等に関し、入札参加希望業者が資格審査に応募すること、落</p>	<p>2年</p>

<p>札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた場合</p>	
<p>(業務の妨害)</p> <p>有資格業者又はその役員若しくは使用人が、本市の発注する工事等の監督又は検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第13条に規定する点検の実施その他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により、公正かつ円滑な業務の執行を妨げた場合</p>	<p>1年</p>
<p>(工事等の安全管理)</p> <p>有資格業者が、工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の1～3のいずれかに該当する場合</p> <p>1 本市発注工事等の施行に当たり、公衆に次の被害又は損害を与えたとき。</p> <p>ア 負傷者の発生又は建物等の損害</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>2 本市発注工事等の施行に当たり、工事等の関係者に次の被害を与えたとき。</p> <p>ア 負傷者の発生</p> <p>イ 死亡者の発生</p> <p>3 本市発注工事等以外の工事等の施行に当たり、多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に著しく大きい損失を与えたとき。</p>	<p>3月</p> <p>6月</p> <p>3月</p> <p>6月</p> <p>6月</p>
<p>(談合等)</p> <p>有資格業者又はその役員若しくは使用人が、次の1又は2に該当する工事等の競争入札において刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定により、逮捕又は起訴された場合</p> <p>1 本市発注工事等</p> <p>2 本市以外が発注する公共工事等</p> <p>ア 大阪府内</p> <p>イ 大阪府外</p>	<p>2年</p> <p>6月</p> <p>3月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>有資格業者又はその役員若しくは使用人が、次の1又は2に該当する工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する</p>	

<p>る法律（昭和22年法律第54号）に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発等を受け、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
<p>1 本市発注工事等</p>	6月
<p>2 本市以外が発注する公共工事等</p>	
<p>ア. 大阪府内</p>	3月
<p>イ. 大阪府外</p>	2月
<p>(贈賄行為)</p>	
<p>有資格業者又はその役員若しくは使用人が、次の1又は2の者に対して行った贈賄容疑により逮捕、書類送検又は起訴された場合</p>	
<p>1 本市の職員</p>	2年
<p>2 本市以外の職員</p>	
<p>ア. 大阪府内の公共機関の者</p>	1年
<p>イ. 大阪府を除く公共機関の者</p>	6月
<p>(暴力行為等)</p>	
<p>有資格業者又はその役員若しくは使用人が、次の1～3のいずれかに該当する行為により逮捕又は起訴された場合</p>	
<p>1 本市職員に関する暴力行為等</p>	2年
<p>2 大阪府内で行われた暴力行為等</p>	1年
<p>3. 大阪府外で行われた暴力行為等</p>	6月
<p>(建設業法等違反)</p>	
<p>上記の場合のほか、有資格業者又はその役員若しくは使用人が、次の1～3のいずれかに該当したとき。</p>	
<p>1 建設業法に違反し、逮捕、書類送検又は起訴された場合</p>	6月
<p>2 建設業法に違反し、同法第28条又は29条に規定する処分を受けた場合</p>	3月
<p>3 適正化法第13条に違反したとき。</p>	3月
<p>(その他の法令等違反)</p>	
<p>上記の場合のほか、有資格業者が、次の1～3のいずれかに該当し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	
<p>1 各種法令に違反し、監督官庁から処分等を受け、又は法令に基づき商号等を公表されたとき。</p>	3月
<p>2 各種法令に違反し、禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により、</p>	6月

<p>逮捕、書類送検又は起訴されたとき。</p> <p>3 工事等の施行に当たり、大阪府建設工事元請・下請関係適正化指導要綱の規定に違反し、大阪府から処分を受けたとき。</p> <p>4 四條畷市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかったとき。</p> <p>(その他)</p> <p>その他有資格業者として不適当な事実があったと認められるとき。</p>	<p>3月</p> <p>3月</p> <p>2年以内で審査会において決定する期間</p>
--	---